おしらせ　4月号

令和７年４月１日発行

社会保険労務士法人 **作 道 事 務 所**

労働保険事務組合　栃木労務管理協会

TEL 0285-23-6172　FAX 0285-23-7279

ホームページ　https://www.sabg.jp

メールアドレス　slm_info@sabg.co.jp

令和７年４月　新年度にあたり

2025年の春闘は、中小企業の賃上げ率が33年ぶりに5%を超え、物価上昇を考慮したベースアップや賃金改善が多くの業界で進められています。しかしながら、大半の中小企業は物価高等のコスト上昇分を価格に反映させることが難しく利益を確保することが難しい状況が続いております。政府は中小企業の賃金の引上げを後押しするため、税制の優遇や助成金の拡充等、事業主の賃上げ対策への取組みに応じてさまざまな政策を行っております。

作道事務所では、事業主様の状況に応じた賃金引上げ時等の助成金の活用をご提案させて頂き、サポートをしてまいります。

【助成金等の例】

- **賃上促進税制　：給与増加分の一部を法人税額から控除する優遇措置**
- **業務改善助成金：事業場内で最も低い賃金の引上げを図る企業の生産性向上に向けた取組みを支援**

健康保険・介護保険・雇用保険の料率が変更されます。給与計算の際に改めてご確認をお願いいたします。

健康保険料率 ４月払より

栃木県　**9.82%（従業員負担率 4.910%）**

茨城県　**9.67%（従業員負担率 4.835%）**

群馬県　**9.77%（従業員負担率 4.885%）**

介護保険料率 ４月払より

全国一律

1.59%（従業員負担率0.795%）

雇用保険料率 ４月分給与より

事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業	**5.5/1,000**	9/1,000	14.5/1,000
農林水産・清酒製造	**6.5/1,000**	10/1,000	16.5/1,000
建設の事業	**6.5/1,000**	11/1,000	17.5/1,000

令和７年４月 法改正

介護離職防止のための雇用環境整備が義務化されます

日本では少子高齢化が進行しており、高齢者を介護する必要のある家庭が増加しています。特に働き盛りの40代～50代の世代が介護を理由に離職するケースが多いことが問題視されていました。2025年は、特に1947年から1949年生まれの「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となるため、社会全体で介護問題に取り組み、仕事と介護の両立を実現するための施策が４月より義務化されました。

従業員の介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

【介護休業や介護両立支援制度促進の為の措置】

① **介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施**
② **介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）**
③ **自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供**
④ **自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知**

作道事務所では特に②及び④の措置を行うことをご提案させて頂いております。
介護休業等や介護両立支援制度を行った場合の、両立支援助成金も含めて仕事と介護の両立を図ることによる働き手不足解消のご提案させて頂いておりますので、介護離職防止のための雇用環境整備についてご質問がございましたら弊所までご連絡頂きますようお願いいたします。

雇用保険制度

2025年４月１日から「出生後休業支援給付金」が開始されます。

共働き・共育てを支援するため、子の出生直後に両親（または本人）が14日以上育児休業を取得した場合、「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します（育休給付金と併用可）。

♦支給要件♦

- 被保険者が、対象期間に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上の育児休業を取得したこと。

（※配偶者がいない、配偶者が無業、配偶者が産後休業中などの事情がある場合には、配偶者の育児休業取得要件が不要となります。）

♦支給額♦

- 支給額＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数（28日が上限）×13%

詳しくは当事務所までお問い合わせください。